

分配面のGDPについて

令和7年4月10日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

－これまでの経緯と本日の御説明内容－

1. 分配QNA

- 分配側系列の四半期速報（以下、「分配QNA」という。）については、第Ⅲ期公的統計基本計画の期間において複数回にわたり御審議をいただいたところ。第Ⅳ期公的統計基本計画では、分配QNAについて、令和7年度末までのできるだけ早い時期に、公表可否や可能な場合の公表方法等について結論を得ることとされており、これを踏まえ、2024年4月の本部会では、2023年Q1まで延長した分配QNAの試算結果について御報告。
- 本日は、2024年4月の本部会での議論も踏まえ、以下を御説明する。
 - （1） 季節調整系列の試算結果
 - （2） 補助金の推計方法の精緻化に関する検討
 - （3） 今後の公表方法(案)

2. 年次推計における雇用者数推計の精緻化に向けた検討

- 第Ⅳ期公的統計基本計画では、年次推計における分配面の精度向上を図ることとされているところ。
- これを踏まえ、本日は、年次推計における雇用者数推計に関し、副業分の推計の精緻化に向けた検討状況を報告する。

1. 分配QNA (1) 季節調整系列の試算結果

- 分配QNAについて、2020年Q2～2024年Q1までの16四半期を対象に、速報時点での分配面のGDPの季節調整系列を試算。

(試算方法)

分配側GDPの内訳項目である「雇用者報酬」、「固定資本減耗」、「営業余剰・混合所得」、「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」の4系列について、これまでの本部会でお示した方法により原系列を推計したうえで、各系列において季節調整を実施。各系列の季節調整値の合計により分配側GDPの季節調整値を算出し、その前期比を四半期別GDP速報(QE)の結果と比較。

備考:分配QNAは、各年度につき、四半期年次推計に置き換わる直前における結果を用いた。たとえば、2020年Q2～2021年Q1については、2021年Q3推計時点で年次推計に置き換わることから、その直前である2021年Q2推計時点の計数とした。

QEは、分配QNAに合わせ、翌年度の4-6月期2次QE時点の結果を用いた。たとえば、2020年Q2～2021年Q1については、2021年4-6月期2次QE時点の計数とした。

(試算結果)

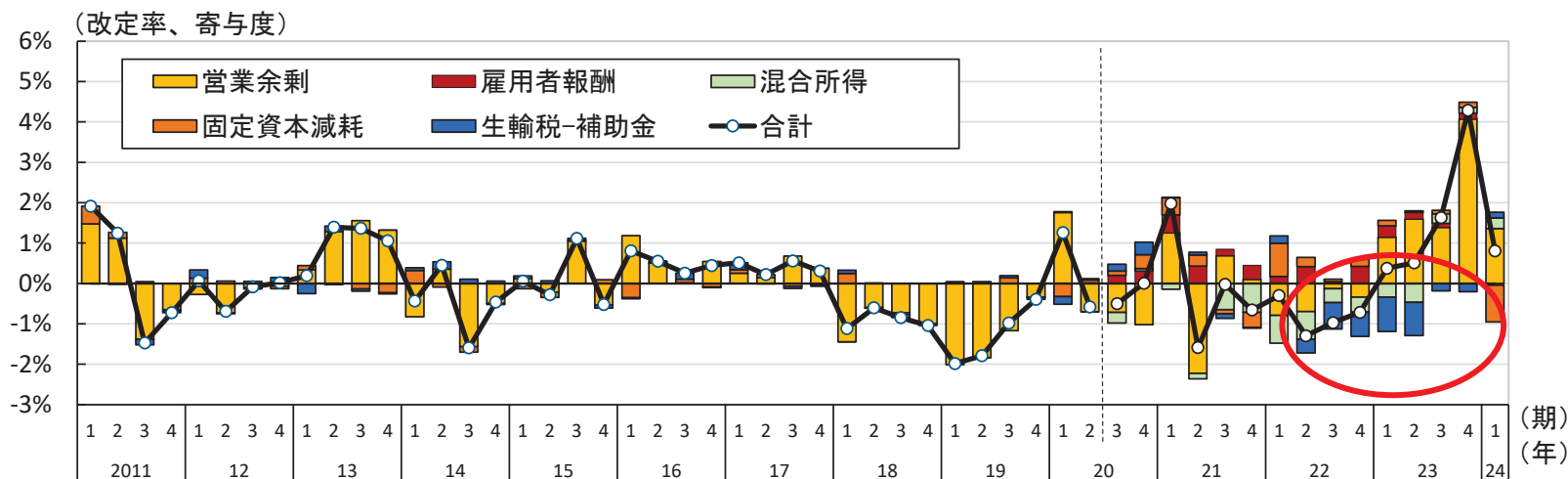
分配QNAとQEの季節調整済み前期比の乖離は、絶対値平均で1.1%ptとなった。また、16四半期のうち7四半期において、両者の符号が異なる結果となった。

(%, %pt)

季調済み前期比	2020				2021				2022				2023				2024
	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	
分配QNA (A)	▲7.7	4.3	2.2	1.0	0.3	▲2.2	1.9	0.6	▲0.1	0.6	1.6	1.7	0.1	1.2	▲0.4	2.6	
QE (B)	▲7.6	5.4	2.3	▲1.1	▲0.3	▲0.4	0.4	0.4	1.1	▲0.9	1.2	2.2	2.0	▲0.0	0.7	▲0.3	
乖離幅 (B-A)	0.1	1.1	0.2	▲2.1	▲0.6	1.9	▲1.5	▲0.2	1.2	▲1.5	▲0.4	0.5	1.9	▲1.2	1.1	▲2.9	

1. 分配QNA (2)補助金の推計方法の精緻化に関する検討

- 分配QNAから年次推計の分配側GDPへの改定をみると、2022～23年度において、補助金の改定幅がやや大きくなっている（下図の赤囲み）。これは、分配QNAでは、補助金を前年同期と同じ値で仮置きすることで推計しており、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」や「燃料油価格激変緩和対策事業」といった大規模な補助金を捉えることができなかったことによるもの。



(備考)・2020年4-6月以前(縦の点線より左)については、「2021年度年次推計」と「2023年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2023年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。ただしQE及び家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報で推計される項目(雇用者報酬、混合所得、持ち家の営業余剰)については平成27年基準と整合的にQNAの試算を行うことが困難であるため、合計に含まれない。なお各年4-6月期は、リアルタイムでは前年同期の年次推計値を得ることができないため、基本的に前々年同期の年次推計値を起点として延長推計を行っている。(例:2020年4-6月期試算値は、基本的に「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2023年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。)

・2020年7-9月期以降(縦の点線より右)については、2020年7-9月期～2023年1-3月期については「2021年度年次推計」の計数を起点として、2023年4-6月期～2024年1-3月期については「2022年度年次推計」の計数を起点として、それぞれ各四半期時点での速報推計を行い、「2023年度年次推計」値と比較して改定状況を試算。このため雇用者報酬や混合所得等の改定も含まれる。なお、補助系列の作成に当たっては、可能な範囲で当該四半期時点で利用可能な時系列データ(例:当該四半期時点のQEの計数)を使用。

・データは名目・原系列の値。

- 補助金については、速報時点で正確なデータを把握することは困難ではあるものの、各施策の行政事業レビューシートにより支出見込み額の把握が可能な場合がある。仮に、上述の2事業について支出見込み額を用いて推計した場合、分配QNAから年次推計への改定率の絶対値平均は、2022年Q2～2024年Q1において、1.3%から1.1%に縮小。
- 今後、補助金に係る大規模な施策が講じられた場合には、こうした情報を活用することにより、精度が改善するものと考えられる。

1. 分配QNA (3) 今後の公表方法(案)

- 分配QNAについては、これまで、推計の精緻化を累次にわたり行ってきたものの、特に営業余剰において年次推計への改定幅は依然として大きく(※)、また、前述の通り、季節調整の結果はQEと乖離。

(※) 分配QNAから年次推計分配側GDPへの改定幅の絶対値平均：1.0%pt(2011年Q1～2024年Q1)

- 一方で、分配側系列の速報値に関する情報の公表は、情報提供の観点から重要。
- これらを踏まえ、今後は、「雇用者報酬」、「混合所得」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」については、これまで部会でお示した方法により推計を行い、「営業余剰」については、支出側GDPからこれら項目を控除した残差として推計することとしてはどうか。
- 推計結果については、今後も定期的に国民経済計算論文として公表することとし、推計方法の精緻化を行った際には、論文においてその内容を解説することとしたい。

表章項目(案)

雇用者報酬

固定資本減耗

生産・輸入品に課される税(控除)補助金

営業余剰・混合所得

【営業余剰は残差により推計】

分配側GDP (=支出側GDP)

※いずれの項目も、原系列と季節調整系列の名目値を公表

2. 年次推計における雇用者数推計の精緻化に向けた検討について

- JSNAの雇用者数は、「国勢調査」の結果等を基に「労働力調査」を用いて延長し、副業分については「就業構造基本調査」を用いて加算している。
- 雇用者数推計の精緻化に向けて、現行の手法による推計値と経済センサスの結果を比較・検証した。
- 現行のJSNAの手法による推計値と2021年経済センサスの結果を比較すると、「I 卸売業，小売業」、「M 宿泊業，飲食サービス業」等で経済センサスの値が大きい。就業構造基本調査は主な副業を調査対象としていることから、経済センサスを活用することで複数の掛け持ちアルバイト等による副業がより精緻に捕捉できる可能性があると考えられる。
- 一方で、経済センサスの方が現行の推計手法よりも値が小さい産業もある等、引き続き検証・検討が必要。

単位：万人

	① 現行の推計手法による推計値	② 2021年経済センサス	②－①
総数（下記計）	5,901	5,988	87
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	2	0
D 建設業	364	360	-4
E 製造業	974	868	-107
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27	28	2
G 情報通信業	219	198	-21
H 運輸業，郵便業	350	328	-22
I 卸売業，小売業	968	1,116	148
J 金融業，保険業	138	149	11
K 不動産業，物品賃貸業	120	149	29
L 学術研究，専門・技術サービス業	200	211	11
M 宿泊業，飲食サービス業	317	426	109
N 生活関連サービス業，娯楽業	162	188	26
O 教育，学習支援業	316	325	9
P 医療，福祉	865	869	5
Q 複合サービス事業	49	43	-6
R サービス業（他に分類されないもの）	587	525	-61
S 公務（他に分類されるものを除く）	244	202	-42

※ 「①現行の推計手法による推計値」は、2020年国勢調査及び2022年就業構造基本調査等を基に作成。

※ 経済センサスの調査時点である2021年6月に時点を揃えて比較している。

国内総生産(分配側) = 雇用者報酬(国内概念) + 営業余剰・混合所得(純)
+ 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

1. 年次推計における扱い

- 年次推計においては、分配側の暦年値は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得の一部、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金を別途に推計した後、付加価値推計等をもとに推計される生産側のGDP(暦年値)からこれら分配項目を控除して、民間非金融法人と個人企業(持ち家や農林水産業を除く)の営業余剰・混合所得の合計値を残差として推計。
- 同暦年値合計について、「四半期別法人企業統計」や「個人企業経済調査」等をもとに、企業会計概念からSNA概念への調整を施しつつ、民間非金融法人と個人企業(同上)の別、四半期の別に分割。
- 年次推計の公表の中で、分配側GDPの主要な内訳の四半期系列(原系列)を公表。

2. 現時点の分配QNA(四半期速報)推計の考え方

- 各項目について年次推計の四半期値を出発点に延長推計する。
- QEや家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報(※)で推計値がある雇用者報酬(国民概念)や混合所得は同推計値を活用。(※)2019年1-3月期の速報より参考系列として公表開始
- その他については、基礎統計の利用可能性を踏まえ、利用可能な四半期補助系列を用いた延長推計(法人企業の営業余剰等)、利用可能な年次補助系列を用いて延長推計(地方税)、前年同期値据え置きを含むトレンドによる推計(補助金等)を行う。

(参考2) 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

2024年4月部会
提出資料より抜粋

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
営業余剰 (12.3%)	非金融法人 (7.0%)	民間非金融法人は『四半期別法人企業統計』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長。公的非金融法人は直近年次推計の前年同期値。	民間非金融法人は、付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。『四半期別法人企業統計』を用いて暦年値を四半期分割。 公的非金融法人は各決算書を用いて推計。
	金融機関 (2.0%)	金融業産出額(QE推計過程で得られる)の推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長。	公的金融機関は各決算書を用いて推計。民間金融機関は付加価値法によって推計された金融機関合計の営業余剰から公的金融機関分を控除。
	家計(持ち家) (3.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳を使用(持ち家帰属家賃のQE推計値等を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長)。	付加価値法により推計された「住宅賃貸業」のうち持ち家分の付加価値額から別途推計した持ち家分の固定資本減耗等を控除することにより推計。
混合所得 (1.6%)	農林水産 (0.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(直近年次推計の前年同期値)を使用。	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価額及びFISIMを調整して推計。

(備考) 括弧内の比率は、2022年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

(参考2) 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

2024年4月部会
提出資料より抜粋

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
混合所得 (1.6%)	個人その他 (1.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(『四半期別法人企業統計』や『労働力統計』から自営業主の営業余剰に係る補助系列を推計し、直近年次推計値から前期比延長)を使用。	付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇用者報酬 (52.2%)	—	速報時点で利用可能な国民概念の雇用者報酬(※)を、『国際収支統計』の第一次所得収支を用い国内概念に転換して活用。	『国勢統計』、『毎月勤労統計』、『労働力統計』等を用いて産業別に推計。
固定資本減耗 (25.7%)	—	『固定資本ストック速報』におけるストック増加分と総固定資本形成の差分を実質固定資本減耗相当額として、これに総固定資本形成デフレーターを乗じて名目固定資本減耗相当額の延長指標とし、前年比延長する。	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の計算と同時に詳細な品目別に計算。定率法を採用し、計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定。さらに品目別固定資本形成デフレーターにより名目化(時価評価)。
生産・輸入品に課される税(控除)補助金 (8.2%)	生産・輸入品に課される税 (9.4%)	税目ごとに、国税分は主に『租税及び印紙収入、収入額調(月次)』(以下、「租税調」という。)、地方税分は主に地方財政計画の「地方税及び地方譲与税収入見込額」の前年度比を用いるなどして延長。	年度決算書(財務省)等を用いて年度値を推計。年度値を四半期分割するにあたっては、各種統計を補助系列として用いて発生主義的に分割(均等分割を含む)。
	補助金 (-1.2%)	直近年次推計の前年同期値。	年度決算書(財務省)等を用いて推計。

(備考) 括弧内の比率は、2022年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

(※) 四半期別GDP速報における雇用者報酬(国民概念)の推計方法については、「国民経済計算推計手法解説書(四半期別GDP速報(QE)編)」を参照。

(参考3) 民間非金融法人企業の営業余剰の現時点の推計方法

2024年4月部会
提出資料より抜粋

- これまでの本部会に御報告した試算方法から、推計方法に下記の赤下線のプロセスを追加し、SNAとの概念調整等を精緻化。事後的な改定は依然相応に大きいが、従前よりもパフォーマンスには一定の改善は見られた。

【具体的な推計方法】

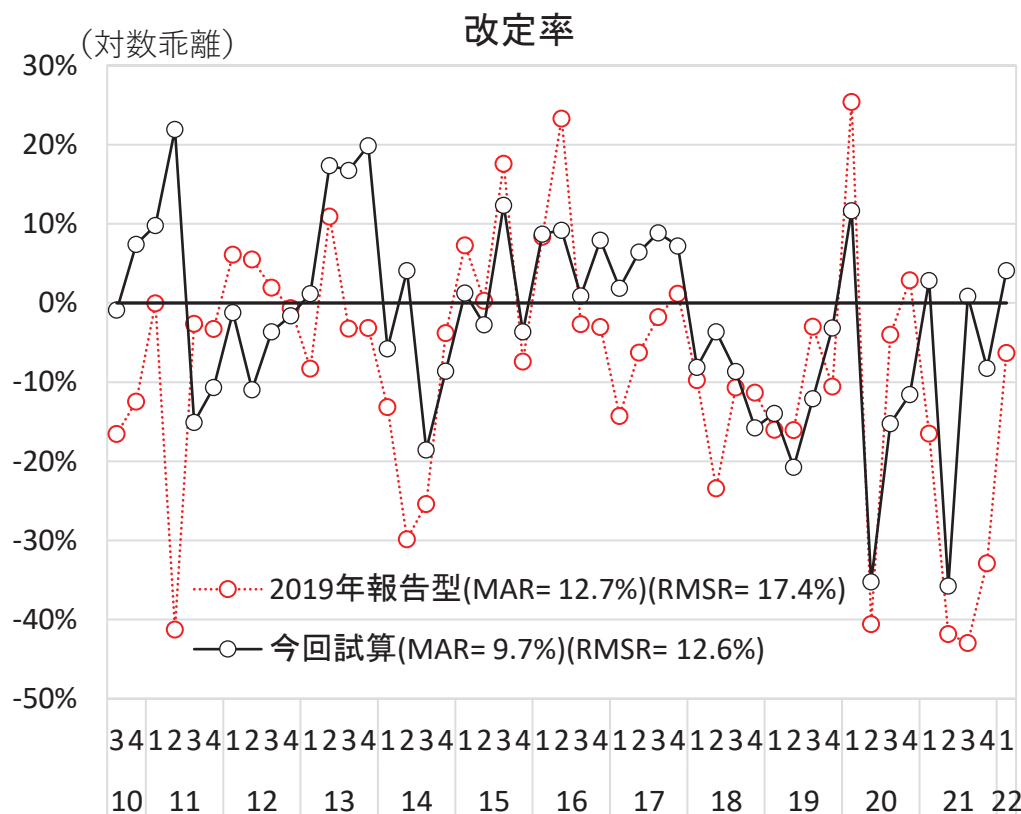
- ✓ 下記の延長指標の前年同期比に回帰分析によって推定した弾力性を乗じて、直近年次推計の各四半期値から延長推計。

(※) 4-6月期のみ、QNA推計時点では前年同期の年次推計値が得られないとの想定で、前々年同期比延長

延長指標

＝法人季報「営業利益」(人件費修正済み)
 ＋民間法人経常補助金
 －海外支店収益＋在日支店収益
 －法人季報「純粋持株会社売上高」
 ＋土地粗賃貸料支払(民間非金融)
 ＋損害保険料(純)法人
 ＋民間非金融法人寄付金
 －FISIM消費額(民間非金融法人企業分)
 ＋(法人季報「減価償却費」－「固定資本減耗(民間非金融分)」)
 －(法人季報「設備投資」－「総固定資本形成(民間非金融分)」)
 －在庫品評価調整(民間法人企業分)

(※) 上記の延長指標を構成する各加減項目について、直近のデータが得られない場合は、各々その延長指標(延長指標の延長指標)を用いて前年比や前年差などで延長するか、あるいは前年同期値を据え置いている。



(備考)・「2021年度年次推計」と「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2021年度年次推計」の計数に対する改定状況进行分析。なお各年4-6月期は前々年同期の計数を起点として延長推計を行っている。

例：2020年4-6月期試算値は、「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2022年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。

・データは名目・原系列の値。

・MAR: Mean Absolute Revision. 改定率の絶対値平均。

RMSR: Root Mean Squared Revision. 改定率の2乗平均平方根。